三戸地方教育支援委員会設置規程

（　平成１４年　４月　１日　規程第３号）

改正　平成１７年　３月１９日　規程第３号

改正　平成２０年　４月　１日　規程第１号

改正　平成２８年　２月２６日　規程第１号

（設置）

第１条　三戸地方教育研究所に、三戸町及び田子町教育研究協議会（以下「協議会」という。）規約第３条に規定する関係町（以下「各町」という。）の教育委員会の諮問に応じ、各町における児童・生徒の早期からの教育相談・支援や就学後の一貫した支援について調査審議し、その結果を答申することを目的として、三戸地方教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を設置する。

（平 28 規程１・改正）

（所掌事務）

第２条　教育支援委員会の所掌事務は次のとおりとする。

１　障害のある児童・生徒の判断と障害に応じた教育的支援に関すること。

２　翌年度就学予定者の就学についての判断に関すること。

３　特別支援学級の経営、特別支援教育の振興に関すること。

４　その他各町教育委員会が必要と認めたものの調査、判断に関すること。

（平 17 規程３・一部改正）

（平 28 規程１・一部改正）

（組織）

第３条　教育支援委員会は、委員４０人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから協議会長が委嘱する。

一　学校医及び専門医

二　学識経験者

三　小学校及び中学校長

四　特別支援教育の関係教職員

五　関係行政機関の職員

六　教育委員会の職員

（平 28 規程１・一部改正）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　教育支援委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によって定め

る。
２　委員長は、教育支援委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（平 28 規程１・一部改正）

（会議）

第６条　委員長は、教育支援委員会の会議を招集し、その議長となる。
２　教育支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　教育支援委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平 28 規程１・一部改正）

（専門部会）

第７条　教育支援委員会に専門部会を置くことができる。
２　専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
３　専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によって定める。
４　部会長は、専門部会の事務を統括する。
５　部会長に事故あるときは又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
６　前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（平 28 規程１・一部改正）

（報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、教育支援委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が教育支援委員会に諮って定める。

（平 28 規程１・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

（三戸地方心身障害児就学指導委員会規程の廃止）

２　三戸地方心身障害児就学指導委員会規程（昭和４８年４月１日施行）は、廃止する。

（三戸地方心身障害児就学指導委員会規程施行細則の廃止）

３　三戸地方心身障害児就学指導委員会規程施行細則（昭和４８年４月１日施行）は、廃止する。

附　則（平成１７年３月１９日規程第３号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日規程第１号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月２６日規程第１号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。